

東京医科歯科大学病院における外国医師が行う

臨床修練に関する規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則第229号

（趣旨）

第1条 この規則は、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）に基づき東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）において、外国医師が行う臨床修練について必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第2条 臨床修練の円滑な実施を図るため本院に東京医科歯科大学病院外国医師臨床修練委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 受入体制の整備計画、受入計画、臨床修練計画の策定
- (2) 受入れに関する事項
- (3) 臨床修練の実施にかかる条件整備
- (4) その他臨床修練に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 診療科（部）長のうちから選出された者4名
 - (3) 臨床修練指導医のうちから選出された者若干名
 - (4) 事務部長
 - (5) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、病院長が委嘱し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(臨床修練指導医)

第7条 臨床修練指導医(以下「指導医」という。)は、外国医師の受入れに関し受入計画案、臨床修練計画案を作成するとともに、その実施の指導監督にあたるものとする。

2 指導医は、臨床修練を行う上で問題が生じたときは、委員会に報告しなければならない。

(総括臨床修練指導医)

第8条 病院長は、臨床修練の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、指導医のうちから、総括臨床修練指導医を置くことができる。

2 総括臨床修練指導医について必要な事項は、委員会の議を経て病院長が別に定める。

(外国医師の給与)

第9条 臨床修練中の外国医師が行う診療に対しては、報酬を支給しない。

(規則等の遵守)

第10条 臨床修練外国医師は、本学が定める諸規則等を遵守しなければならない。

(損害賠償等)

第11条 臨床修練外国医師は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(臨床修練証明書)

第12条 臨床修練を行った外国医師が真摯に研修し、十分な研修成果を挙げた旨の指導医の報告があったときは、委員会で一定の審査を行った上で適当と認めた外国医師に対し病院長は厚生労働大臣の証明を添えて臨床修練証明書を発行するものとする。

(報告)

第13条 病院長は、毎年臨床修練の実施状況の報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。その報告書には、委員会に報告された業務報告書等を添付するものとする。

(事務)

第14条 委員会及び臨床修練に関する事務は、病院事務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則 (令和3年9月22日規則第93号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。